

V 韓国

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

● 犯罪被害者救助金制度（管轄省庁：法務部，検察庁）

1. 根拠法令

大韓民国憲法（1948 年公布，1987 年全面改正）第 30 条（被害者救助）：他人の犯罪行為により生命・身体に対する被害を受けた国民は，法律が定めるところにより，国家から救助を受けることができる。

犯罪被害者保護法(범죄피해자보호법)

犯罪被害者保護法施行令(범죄피해자보호법 시행령)

犯罪被害者保護基金法(범죄피해자보호기금법)

犯罪被害者保護基金法施行令(범죄피해자보호기금법 시행령)

2. 理念・趣旨等

- 犯罪被害者の経済的自立（被害後の経済生活体制への移行）までの経済的支援¹⁵⁹
 - ・ 被害者の被害当時の月収×月数
 - ・ 脱・福祉モデル 犯罪被害者救助法
 - ・ 「生計維持困難」要件 2005 年改正で削除
 - ・ 脱・見舞金 死亡と障害による固定額
- 2010 年 犯罪被害者保護法 第 1 条（目的）「他人の犯罪行為により生命・身体に被害を受けた者を救助することにより犯罪被害者の福祉増進に寄与することを目的とする」現行法も同じ。
- 2005 年 （旧）犯罪被害者保護法 第 1 条（目的）「犯罪被害者の損害回復，正当な権利行使及び福祉増進に寄与することを目的とする。」
- 2005 年 （廃止）犯罪被害者救助法 第 1 条（目的）「人の生命又は身体を害する犯罪行為により死亡した者の遺族又は重障害を負った者を救助することを目的とする。」

¹⁵⁹ 犯罪被害者保護法第 2 条（基本理念）①犯罪被害者は、犯罪被害状況から速やかに脱し、人間の尊厳性を保障される権利を有する。②犯罪被害者の名誉と私生活の平穏は保護されなければならない。③犯罪被害者は、当該事件と関連し各種法的手続に参加する権利を有する。

3. 財源¹⁶⁰

- 罰金受納額の4%以上¹⁶¹
罰金収益は年間1兆5千億ウォンに達する。うち、4%以上で基金規模は650億ウォン。当初は「5%以上」だったが、企画財政部との協議で「4%以上」となった¹⁶²。
- 犯罪被害者保護法第21条第2項により代位して取得した求償金
求償して取得した求償金は全額犯罪被害者保護基金に納入しなければならない¹⁶³。
- 政府外の自家出捐または寄付する現金、物品、その他の財産
- 基金の運営により生じる収益金
基金に余裕資金がある場合には、国債・公債・通貨安定証券の売買、銀行・郵便局への預け入れ・短期貸出、公共資金管理基金への委託などで運用することができる。

4. 支給対象

- 対象被害
大韓民国の領域内で、または大韓民国の領域外にある大韓民国の船舶や航空機内で起きた、人の生命または身体を害する故意の罪に該当する行為により、死亡または障害または重傷害を負った場合。¹⁶⁴
- 対象被害者
 - ・ 被害者が被害の全部又は一部の賠償を受けることができない場合
 - ・ 自己又は他人の刑事事件の捜査又は裁判で、告訴・告発等捜査の端緒を提供し、又は陳述、証言若しくは資料提出をする中で救助被害者となった場合
 - ・ 外国人は相互保証の下で支給余地あり¹⁶⁵（見直しの検討中）
- 要件の改正経緯
 - ・ 「加害者の不明又は無資力」要件
2010年犯罪被害者保護法への統合時に廃止
 - ・ 「その生計維持が困難な事情があるとき」要件
1987年の立法当初からあったが、2005年12月の犯罪被害者救助法一部改正時に廃止。

¹⁶⁰ 犯罪被害者保護基金法(범죄피해자보호기금법)第4条(基金の助成)

¹⁶¹ 犯罪被害者保護基金法施行令(범죄피해자보호기금법 시행령)第2条(基金の調整) 第1項

¹⁶² 国会報 2011年9月号「法施行現場を行く」_「犯罪被害者を救助し支援す法」/「犯罪被害者保護基金法」
国会報サイト：<http://review.assembly.go.kr/>

¹⁶³ 犯罪被害者保護基金法施行令(범죄피해자보호기금법 시행령)第2条(基金の調整) 第2項

¹⁶⁴ 犯罪被害者保護法第3条(定義)第1項4号

¹⁶⁵ 犯罪被害者保護法第23条(外国人に対する救助)

- ・ 刑事手続協力者は 1990 年改正で追加
- 救助金の種類とその対象者
救助金は遺族救助金(유족구조금)・障害救助金(장해구조금)・重傷害救助金(중상해구조금)に区分される。¹⁶⁶
- 遺族救助金支給対象者
故意の犯罪行為により死亡した者の遺族で、次のいずれか一つに該当する者に支給される。¹⁶⁷
 - ① 配偶者(事実上の婚姻関係を含む)及び救助被害者の死亡当時救助被害者の収入で生計を維持している救助被害者の子女
 - ② 胎児は救助被害者が死亡するとき既に出生したものとみる
 - ③ 救助被害者の死亡当時救助被害者の収入で生計を維持している救助被害者の父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹
 - ④ 上記①及び②に該当しない救助被害者の子女、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ⑤ 遺族救助金を受ける遺族の順位は上記に列挙した順位とし、父母の場合には養父母を先順位とし実父母を後順位となる。
 - ⑥ 但し、順位が同じ遺族が 2 名以上の場合には等しく分けて支給する。
- 障害救助金支給対象者
 - ① 犯罪被害者保護法施行令に定める第 1 級から第 10 級までに該当する身体上の障害が残存した犯罪被害者本人に支給される¹⁶⁸。
 - ② 障害救助金の支給を受けた者が同じ犯罪被害により死亡したときは支給した障害救助金の額を差し引いた遺族救助金を支給する。重傷害救助金の支給を受けた者が、同じ犯罪行為により死亡したとき、又は障害が残ったときは、支給した重傷害救助金の額を差し引いた遺族救助金又は障害救助金を支給する。
- 重傷害救助金支給対象者
次のいずれかひとつに該当し、該当負傷や疾病を治療するのに必要な期間が 2 か月以上である場合に犯罪被害者本人に支給される。
 - ① 人の生命および機能と関連がある重要な臓器に損失が発生した場合
 - ② 身体の一部が切断または破裂し、重大に変形した場合

¹⁶⁶ 犯罪被害者保護法第 17 条(救助金の種類等)

¹⁶⁷ 犯罪被害者保護法第 18 条(遺族の範囲及び順位)第 1 項

¹⁶⁸ 犯罪被害者保護法施行令第 2 条(障害の基準)第 1 項

- ③ ①及び②で規定した事項以外に身体やその生理的機能が損傷され、1週以上入院治療が必要な場合で①または②に準ずる場合
- ④ 犯罪被害により重症な精神障害として①から③までに準ずる場合

5. 支給内容・支給形式

- 救助金は一時金で支給される。
- 緊急救助金(긴급구조금)¹⁶⁹：救助金の支給申請を受けたとき、救助被害者の障害または重傷害の程度が明確でなかったり、その他の事由により迅速な決定ができない事情があれば、緊急救助金支給決定時に予想される救助金額の3分の1に該当する金額の範囲で緊急救助金を支給する決定をすることができる。
- 遺族救助金の金額¹⁷⁰

$$\boxed{\text{被害当時の犯罪被害者の月収}} \times \boxed{\text{下記区分の月数}} \times \boxed{\text{下表15の倍数}}$$
 - ・ 「月収」については後述。
 - ・ 配偶者及び生計維持関係にある子女（法第18条第1項第1号）：30か月
 - ・ 生計維持関係にある父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹（同項第2号）：24か月
 - ・ 上記①及び②以外の子女，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹（同項第3号の遺族）：18か月

表 15 遺族救助金に対する倍数

	遺族が2人以上の場合	遺族が1人の場合
配偶者及び生計維持関係にある子女	6/6	
生計維持関係にある父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹	6/6	5/6
上記以外の子女，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹	1/6	

出典：犯罪被害者保護法施行令 [別表 4]遺族救助金に対する倍数(第22条関連)

- ・ 救助被害者の収入で生計を維持している救助被害者の子女，孫，兄弟姉妹はそれぞれ19歳未満である者に限定し，救助被害者の収入で生計を維持している救助被害者の父母，祖父母はそれぞれ60歳以上である者に限定する。
- ・ 「障害人福祉法」第32条により障害者として登録された者は第1号の年齢制限を受けない。
- ・ 遺族救助金額は平均賃金の36か月分を超過することができない。

¹⁶⁹ 犯罪被害者保護法第28条(緊急救助金の支給等)第1項，第4項及び第5項

¹⁷⁰ 犯罪被害者保護法施行令第22条(遺族救助金の金額)

○ 障害救助金の金額¹⁷¹

$$\boxed{\text{被害当時の犯罪被害者の月収}} \times \boxed{\text{下記区分の月数}} \times \boxed{\text{下表16の倍数}}$$

- ・ 「月収」については後述。
- ・ 月数
1級：30か月／2級：27か月／3級：24か月／4級：21か月／5級：18か月／6級：15か月／7級：12か月／8級：9か月／9級：6か月／10級：3か月
- ・ 倍数

表 16 障害救助金及び重傷害救助金に対する倍数

区分	倍数
救助被害者またはその配偶者の収入で生計を維持している子女がいる場合	6/6
救助被害者またはその配偶者の収入で生計を維持している父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいる場合	5/6
上記以外の場合	3/6

出典：犯罪被害者保護法施行令

[別表 5]障害及び重傷害救助金に対する倍数(第23条及び第24条関連)

- ・ 「救助被害者またはその配偶者の収入で生計を維持している救助被害者の子女、孫、兄弟姉妹」の年齢制限等については遺族救助金と同様。
- ・ 障害救助金額は平均賃金の30か月分を超過することができない。

○ 重傷害救助金の金額¹⁷²

$$\boxed{\text{被害当時の被害者の月収}} \times \boxed{\text{当該重傷害の治療に必要と認められる月数}^{\ast}} \times \boxed{\text{上表の倍数}}$$

- ・ 治療に必要と認められる月数（医師の診断による）が1か月未満の場合は、1か月を30日とした比率で計算
- ・ その他、被害者の年齢等については、障害救助金と同様。

○ 月収額¹⁷³

- ・ 算定しなければならない事由が発生した日以前3か月の間、当該救助被害者に支給された賃金または実収入額の月平均額。当該救助被害者が就業3か月未満である場合には、その期間の月平均額となる。
- ・ 救助金額を算定する場合に、月給額や月実収入額を証明することができない、または月給額や月実収入額が「平均賃金」に至らない場合には平

¹⁷¹ 犯罪被害者保護法施行令第23条(障害救助金の金額)¹⁷² 犯罪被害者保護法施行令第24条(重傷害救助金の金額)¹⁷³ 犯罪被害者保護法施行令第20条(月給額または月実収入額)

均賃金を基準に救助金額を定める。

- ・ 平均賃金
- ・ 毎年6回以上賃金統計を公表している賃金調査機関が調査した全国規模統計による日雇労働賃金（原則として建設労賃単価統計）による。
- ・ 2010年度下半期の平均賃金は1,550,934ウォン（約10万8,500円）。
- ・ 上限¹⁷⁴：救助被害者の月給額や月実収入額が平均賃金の2倍を超える場合には、平均賃金の2倍に該当する金額が救助被害者の月給額や月実収入額となる。

6. 不支給事由¹⁷⁵・減額事由

- 犯罪行為当時救助被害者（遺族給付金の場合は、最も順位の高い遺族についても考慮）と加害者の間に次の各号のいずれか一つに該当する親族関係がある場合には救助金を支給しない。
 - ・ 夫婦(事実上の婚姻関係を含む)
 - ・ 直系血族
 - ・ 四親等以内の親族,
 - ・ 同居親族
- 犯罪行為当時救助被害者と加害者の間に上記のいずれか一つに該当しない親族関係がある場合には救助金の一部を支給しない。
- 救助被害者が次のいずれか一つに該当する行為を行ったときには救助金を支給しない。
 - ・ 当該犯罪行為を教唆または幫助する行為
 - ・ 過度な暴行・脅迫または重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ・ 当該犯罪行為と関連し顕著に不正な行為
 - ・ 当該犯罪行為を容認する行為
 - ・ 集団的または常習的に不法行為を行う恐れがある組織に属する行為(但し、その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことと関連がないと認められる場合は除外する)
 - ・ 犯罪行為に対する報復として加害者またはその親族やその他加害者と密接な関係がある者の生命を害す、または身体を重大に侵害する行為
- 救助被害者が次の各号のいずれか一つに該当する行為をしたときには救助金の一部を支給しない。
 - ・ 暴行・脅迫または侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ・ 当該犯罪被害の発生または増大に加功した不注意な行為または不適切

¹⁷⁴ 犯罪被害者保護法第22条(救助金額)第4項

¹⁷⁵ 犯罪被害者保護法第19条(救助金を支給しないことがある場合)

な行為

- 救助被害者またはその遺族と加害者の間の関係、その他の事情を考慮し救助金の全部または一部を支給することが社会通念に違背すると認められるときには救助金の全部または一部を支給しないことがある。
- 上記の事情に該当する場合であっても、救助金を支給しないことが社会通念に違背すると認められるだけの特別な事情がある場合には救助金の一部を支給することができる。

7. 申請・裁定・給付手続

○ 申請手続

【救助金支給申請一般】¹⁷⁶

- ・ 救助金を受けようとする者は法務部令で定めるところによりその住所地、居住地または犯罪発生地を管轄する犯罪被害救助審議会（以下、地区審議会という。）（各地方検察庁内）に申請する。
- ・ 申請は当該救助対象犯罪被害の発生を知った日から3年、又は当該救助対象犯罪被害が発生した日から10年を過ぎることができない。

【遺族救助金（またはその緊急救助金）の支給申請】¹⁷⁷

申請書に次の書類を添付し提出する。

- ・ 救助被害者の死亡診断書、死体検案書またはその他に救助被害者の死亡事実及び死亡日を証明することができる書類
- ・ 申請人の氏名、生年月日、登録基準地及び救助被害者との親族関係を証明することができる書類（家族関係証明書、基本証明書、住民登録票謄本及び住民登録票抄本で確認できない場合に限定する）
- ・ 申請人が救助被害者と婚姻申告をしなかったが、被害者の死亡当時事実上の婚姻関係にあった場合には、その事実を証明することができる書類
- ・ 申請人が法第18条第1項第1号に該当する者でない場合には、申請人より先順位である遺族がいない事実を証明することができる書類
- ・ 申請人が犯罪被害が発生した当時、救助被害者の収入により生計を維持していた事実を認定することができる書類（申請人が被害者の配偶者である場合は除外する）

【障害救助金・重傷害救助金（またはその緊急救助金）の支給申請】¹⁷⁸

申請書に次の書類を添付し提出する。

- ・ 身体上の障害・重傷害部位及び状態を証明することができる医師、歯科医師または韓医師の診断書、所見書等の書類

¹⁷⁶ 犯罪被害者保護法第25条(救助金の支給申請)

¹⁷⁷ 犯罪被害者保護法施行規則第6条(遺族救助金または緊急救助金の支給申請)

¹⁷⁸ 犯罪被害者保護法施行規則第7条(障害・重傷害救助金または緊急救助金の支給申請)

- ・ 申請人に犯罪被害発生以前に同一部位に対し既に身体障害があった場合にはその障害部位及び状態に関する医師、歯科医師または韓医師の診断書、所見書等の書類
- ・ 重傷害救助金の場合には入院期間と治療期間を証明することができる入院・退院確認書等の書類

○ 救助決定¹⁷⁹

犯罪被害救助審議会は救助金の支給申請を受けた場合、迅速に救助金を支給、または不支給の決定(支給するという決定をする場合にはその金額を定めることを含む)をする。

【犯罪被害救助審議会】¹⁸⁰

- ・ 救助金支給に関する事項を審議・決定するため、各地方検察庁に犯罪被害救助審議会が置かれている。
- ・ 地区審議会は、委員長（地方検察庁の次席検事）、委員4名（地方検察庁所属の公務員、判事、医師から法務部任命又は委嘱）で構成される。
- ・ 犯罪被害救助審議会は、法務部長官の指揮・監督を受ける。

【決定のための調査等】¹⁸¹

- ・ 地区審議会は救助金支給に関する事項を審議するために、申請人やその他関係者を調査したり、医師の診断を受けるようにすることができ、行政機関、公共機関やその他の団体に照会し必要な事項を報告させることができる。
- ・ 地区審議会は申請人が正当な理由なく調査に従わなかったり、医師の診断を拒否する場合、その申請を棄却することができる。

【救助決定書等】¹⁸²

- ・ 令第39条第1項による救助決定書は別紙第13号書式により、緊急救助決定書は別紙第14号書式による。
- ・ 令第39条第3項による申請人に送付する決定通知書は別紙第15号書式による。

【法務部長官への報告】¹⁸³

- ・ 地区審議会は救助金支給申請に関連した犯罪事件の内容、または救助決定や救助金額等を考慮し、重要だと認められる事件については決定をする前に法務部長官に報告しなければならない。
- ・ 地区審議会は、前月の申請受付及び処理状況を法務部長官に報告しなけ

¹⁷⁹ 犯罪被害者保護法第26条(救助決定)(구조결정)

¹⁸⁰ 犯罪被害者保護法第24条(犯罪被害救助審議会等)(범죄피해구조심의회 등)

¹⁸¹ 犯罪被害者保護法第29条(決定のための調査等)(결정을 위한 조사 등)

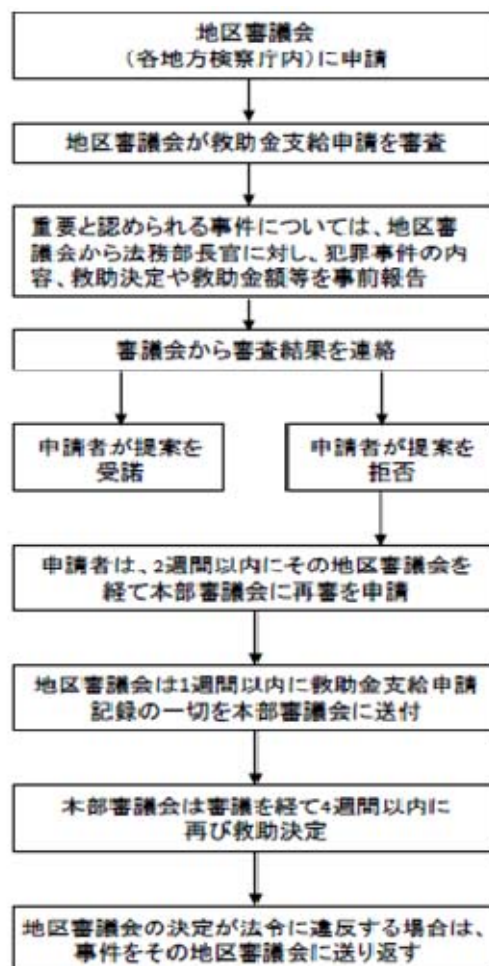
¹⁸² 犯罪被害者保護法施行規則第9条(救助決定書等)

¹⁸³ 犯罪被害者保護法施行令第10条(法務部長官への報告)

ればならない。

○ 給付手続¹⁸⁴

- ・ 被害者遺族救助金の場合、支給に対する法的根拠により申請者の口座に一括支給入金のみを原則としている。年金支給方式はない。ただし、中間支給の場合は、重傷害救助金のように、緊急救助制度で一定金額に限り支給される場合がある。
- ・ 受給者が成人でない場合は、民法で定めた法定代理人優先順位により法定代理人を選任した後支給をし、法定代理人が管理を行う。管理能力喪失者の場合は、未成年者と同一の方法で支給され、法定代理人が管理する。ただし、現在までこのような発生事例はない。
- ・ 別紙書式については、「国家法令情報センター(국가법령정보센터)」参照(<http://www.law.go.kr/>)
- ・ 手続の流れ



¹⁸⁴ 大検察庁被害者人権課係長へのヒアリング結果（2012年3月26日実施）

8. 支給状況

表 17 年度別犯罪被害救助金支給現況(연도별 범죄피해구조금 지급현황)

		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
合計	件数	74	118	117	169	155	205	209
	支給額	648,400	1,065,133	1,063,000	1,607,000	1,411,000	2,204,833	3,416,782
遺族 救助金	件数	65	102	103	157	141	196	196
	支給額	611,000	978,133	1,001,000	1,549,000	1,345,000	2,158,333	3,299,614
障害 救助金	件数	9	16	14	12	14	9	13
	支給額	37,400	87,000	62,000	58,000	66,000	46,500	117,168

[単位：件，千ウォン]

出典：検察統計システム(검찰통계시스템)

9. 併給調整¹⁸⁵

- 救助被害者や遺族が当該救助対象犯罪被害を原因とし「国家賠償法」やその他の法令による給与等を受けることができる場合には、救助金を支給しない。
- 救助被害者またはその遺族が次のいずれかひとつに該当する補償または給与等を受けることができるときには、その受ける金額の範囲で救助金を支給しない。¹⁸⁶
 - ・ 「国家賠償法(국가배상법)」第2条第1項による損害賠償給与
 - ・ 「産業災害補償保険法(산업재해보상보험법)」による障害給与・遺族給与・傷病補償年金
 - ・ 「自動車損害賠償補償法(자동차손해배상 보장법)」第30条による損害補償
 - ・ 「義死傷者等礼遇及び支援に関する法律(의사상자 등 예우 및 지원에 관한 법률)」第8条による補償金
 - ・ 「船員法(선원법)」第10条による災害補償
 - ・ 「漁船員及び漁船災害補償保険法(어선원 및 어선 재해보상보험법)」による傷病給与・障害給与・一時補償給与・遺族給与
 - ・ 「勤労基準法(근로기준법)」第8条による災害補償
 - ・ 「消防基本法(소방기본법)」第39条第2項による傷痕・死亡に対する補償
 - ・ 「国家公務員法(국가공무원법)」第77条, 「地方公務員法(지방공무원법)」第68条及び「公務員年金法(공무원연금법)」第42条第2号・第3号が

¹⁸⁵ 犯罪被害者保護法第20条(他の法令による給与等との関係)¹⁸⁶ 犯罪被害者保護法施行令第16条(他の法令による給与等との関係)

目(退職年金受給権者の死亡による遺族年金は除外する)及び사目,「軍人年金法(군인연금법)」第6条第6号・7号(退職年金受給権者の死亡による遺族年金は除外する)及び第13号による給与

- ①「私立学校法(사립학교법)」第60条の2及び「私立学校教職員年金法(사립학교교직원 연금법)」第33条による給与

10. 求償権¹⁸⁷

- 救助金を支給することにより,加害者への損害賠償請求権(求償)を国が取得(代位)する。
 - ・ 救助金を支給したとき,地方検察庁の犯罪被害救助審議会(地区審議会)が,求償権を行使するか否かを直ちに決定しなければならない。
 - ・ 求償権を行使する決定を行った場合,地方検察庁検事正が,国家を当事者とする訴訟に関する法律による国家訴訟を提起しなければならない。
 - ・ 訴訟又は任意弁済等で求償金を取得した場合,犯罪被害者保護基金に組み入れる。
 - ・ 加害者である受刑者や保護監護対象者の作業奨励金又は勤労報償金から損害賠償金を受けることができる。地区審議会が作業奨励金又は勤労報償金に対し求償権を行使するか否かと,100分の50を超えない範囲で作業奨励金又は勤労報償金から差し引く比率を審議・決定する。
 - ・ 受刑者又は保護監護対象者の同意が必要。
 - ・ 国が求償権を積極的に行使する方針

11. 遡及適用

2010年に全面改正された犯罪被害者保護法は,同法改正後の犯罪被害にのみ適用され,遡及適用はなされない。

12. 損害賠償との関係等¹⁸⁸

- 被害者等が犯罪被害に対する損害賠償を受けた場合,その賠償額の範囲で救助金を支給しない。
 - ・ 被害者には損害賠償受領の申告義務がある。
- 被害者に救助金を支給した場合には,「10. 求償」で上記のとおり。

13. 不服申立手続

- 再審申請¹⁸⁹

¹⁸⁷ 犯罪被害者保護法施行令第19条(作業奨励金・勤労補償金の求償手順)

¹⁸⁸ 犯罪被害者保護法第21条(損害賠償との関係)

¹⁸⁹ 犯罪被害者保護法第27条(再審申請)

- ・ 地区審議会で救助金支給申請を棄却(一部棄却された場合を含む)または却下した場合、申請人は決定の正本が送達された日から2週間以内にその地区審議会を経て犯罪被害救助本部審議会（以下、本部審議会という。）本部審議会に再審を申請することができる。
- ・ 再審申請があれば、地区審議会は1週間以内に救助金支給申請記録の一切を本部審議会に送付する。
- ・ 本部審議会は再審の申請に対し、審議を経て4週間以内に再び救助決定をしなければならない。
- ・ 本部審議会は救助金支給申請を却下した地区審議会の決定が法令に違反する場合、事件をその地区審議会に送り返すことができる。
- ・ 本部審議会は救助金支給申請が却下された申請人が誤った部分を補正し再審申請をする場合、事件を該当地区審議会に送り返すことができる

14. その他

○ テロ犯罪

韓国では、テロリズムに特化した法律、テロ事件の予防や対応に関する体系的な制度や仕組みが構築されていない。しかし、テロ行為も全て犯罪行為であることから、テロ行為が韓国領域内で発生した場合は、犯罪被害者救助法に基づき、その被害者に対し救助金を支給することは可能である。

○ 犯罪被害者支援センターによる経済的支援(범죄피해자지원센터에 의한 경제적 지원)

- ・ 生活費支援（生活費や物品による支援）、奨学金支援、医療費支援などを行っている。
- ・ 生活費支援及び奨学金支援の財源は、法務部及び自治体からの補助金とセンターの自主財源で運営されている。
- ・ 医療費支援の財源については、法務部が全国犯罪被害者支援連合会に委託する形で、予算化されており、全額法務部の予算で賄われている。
- ・ 生活費支援については最大 300 万ウォン（分割支給）、奨学金支援については 300～400 万ウォン、医療費支援については自己負担分が支給される。
- ・ これらの各支援金の支給については、犯罪被害救助制度による救助金支給の有無を勘案し支給が決定される。
- ・ 制度詳細については、現地調査結果参照。

○ 女性家族部による経済的支援(여성가족부에 의한 경제적 지원)

- ・ 性犯罪被害者、家庭内暴力（DV や児童虐待等）被害者に対しては、女性家族部がワンストップ支援センターや女性暴力相談所を介しての医

療費支援を行っている。

- ・ 医療費支援については 500 万ウォンを上限として支給される。
- ・ 精神治療支援に関して、女性家族部は専担医療機関を指定することができる。他に指定できる者は、特別自治道知事，市長・郡守・区庁長であり，指定対象は国立・公立病院，保健所または民間医療施設である。指定された専担医療機関は，被害者本人・家族・知人や緊急電話センター，相談所，保護施設または統合支援センターの長等が要請すれば，保健相談や指導，精神的治療を含めた医療支援を行うこととなる¹⁹⁰。
- ・ 医療支援経費は，国又は地方自治体が全部又は一部を支援する¹⁹¹。
- ・ 制度詳細については，現地調査結果参照

○ 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律¹⁹² (가정폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률)

家庭暴力を原因として保護対象となる児童に対しては，転校等の就学支援，相談業務，保護施設の提供，精神的治療を含む治療が提供される。

¹⁹⁰ 性暴力防止及び被害者保護等に関する法律 第 27 条(性暴力専担医療機関の指定等)

¹⁹¹ 同法 第 28 条

¹⁹² 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律 第 4 条，6 条，7 条，18 条

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

- 韓国では、日本の制度と同じく国民皆保険制度・年金制度をとっており、社会的安全網（Social Safety Net）の基本フレームを以下のとおり構築している¹⁹³。

表 18 韓国の社会的安全網

一次安全網	社会保険	国民年金，健康保険，雇用保険，産業災害保険，高齢者長期療養保険（2008年7月1日施行）など
二次安全網	公的扶助	基礎生活保障，基礎老齢年金，医療給付，障害者年金（2010年7月施行）など
	社会福祉サービス制度	高齢者，児童，障害者，産婦などを対象とした各種サービス等
	関連福祉制度	勤労所得奨励税制，職業能力開発講座制等，就職後学士資金償還制度，教育福祉投資優先地域支援事業，国民賃貸住宅，永久賃貸住宅等
三次安全網	緊急支援制度	金銭及び現物等支援

2. 公的年金制度

- 1999年に国民皆年金制度が確立された。国民年金法(국민연금법)の下では、事業場加入者，地域加入者及び任意加入者に区分される。他には，公務員年金及び軍人年金等の公的年金がある。
- 給与の種類¹⁹⁴：老齢年金，障害年金，遺族年金，還付一時金（本稿では老齢年金について略）
- 年金保険料は保険加入者と雇用主が拠出しており，公的負担は無い。
- 所管：保険福祉部国民年金政策課(보건복지부 국민연금정책과)

【遺族年金(유족연금)】¹⁹⁵

- 加入者が死亡した場合，遺族には適用条件に応じて，遺族年金，還付一時金，死亡一時金のいずれかの年金が給付される。
- 遺族年金
受給要件は老齢年金受給権者の死亡であるが，加入期間1年未満の者は，加入中の疾病・負傷による死亡に限る。また，死亡者が老齢年金受給者，遺族年金受給者，障害2級以上の障害年金受給者である場合も，遺族に受

¹⁹³ 厚生労働省「2009～2010年 海外情勢報告・韓国」

¹⁹⁴ 国民年金法第49条（給与の種類）

¹⁹⁵ 国民年金法第4章給与第4節遺族年金(국민연금법 제4장 급여 제4절 유족연금)

給資格が発生する。給付水準は、加入期間に応じて試算される。還付一時金との併給はできない。

- ① 加入期間が10年未満：基本年金額の40%+加給年金額
- ② 10～19年の場合：基本年額の50%+加給年金額
- ③ 20年以上の場合：基本年額の60%+加給年金額

遺族年金の支給期間は、配偶者であれば3年間の受給後、55歳になるまで停止される。ただし、子供が18歳になるまでは継続支給される。(18歳未満の制限は、傷害がある場合を除く。)

(1) 基本年金額¹⁹⁶

国民年金の基本年金額は、加入年数の他に、加入者個々人の従前所得月額が反映される「所得比例部分」と、全加入者の平均所得月額が反映される「均等部分」を考慮したものとなっている。

(2) 扶養家族年金(부양가족연금)¹⁹⁷

扶養家族年金額は受給権者(遺族年金の場合には死亡した加入者または加入者であった者を言う)との関係別に基準額が大統領令で定められる。

- ① 配偶者：年227,270ウォン¹⁹⁸
 - ② 18歳未満又は障害等級2級以上の子女：年151,490ウォン
 - ③ 60歳以上または障害等級2級以上ある父母：年151,490ウォン
- 年金加入者の配偶者自身として年金に加入することは任意であるため、多くは加入せず、年金加入者に対する保障額に加給年金(扶養家族年金)が付加される形での保障を受けている(家族単位での保障)。

表 19 遺族年金予想月額表(유족연금 예상월액표) (一部抜粋)

	加入期間中 基準所得月 額平均額 (B 値)	年金保険料 (9%)	加入期間		
			10 年未満	10 年~20 年 未満	20 年
1 4	570,000	51,300	116,110	177,050	226,900
1 5	620,000	55,800	118,530	180,630	231,240
1 6	670,000	60,300	120,960	184,200	235,570

国民年金サービスサイト¹⁹⁹

¹⁹⁶ 第51条(基本年金額)

¹⁹⁷ 第52条(扶養家族年金額)

¹⁹⁸ 2011年4月~2012年3月適用

¹⁹⁹ 国民年金サービスサイト「遺族年金」：遺族年金予想月額表

http://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_04_04.jsp

○ 還付一時金(반환일시금)

加入者、または加入者であった者が死亡したが、遺族年金に該当しない場合に支給される。給付水準は、加入期間中に本人が納付した年金保険料に、加入期間の利子と支給事由発生日までの利子を足した額となる。このとき、利子率は加入期間中には3年満期定期預金利子率を適用し、喪失後から支給事由発生日までは1年満期定期預金利子率を適用する。

- ・ 2012年3年満期定期預金利子率：3.1%
- ・ 2012年1年満期定期預金利子率：2.8%

○ 死亡一時金(사망일시금)

加入者または加入者であった者が死亡し、遺族年金または還付一時金の支給対象となる遺族がいない場合に適用される。配偶者、子女、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、または死亡者により生計を維持していた4親等以内の傍系血族の順位のうち、最優先順位者に対し、葬祭補助的・補償的性格で支給される。支給される一時金は、還付一時金に相当する金額とされ、最終所得または加入中の平均所得の4倍を超過することができない。

【障害年金(장애연금)】²⁰⁰

- 受給対象者は、加入期間中の疾病・負傷が完治、あるいは2年が経過した時点で障害のある者である。障害年金を受給する場合は、老齢年金の受給対象外となる。

表20 障害年金額²⁰¹

障害等級	給与水準
1級	基本年金額 100% + 扶養家族年金額
2級	基本年金額 80% + 扶養家族年金額
3級	基本年金額 60% + 扶養家族年金額
4級	基本年金額 225% (一時補償금일시보상금)

基本年金額、扶養家族年金額についての算定は遺族年金と同じ。

3. 医療制度（国民健康保険制度(국민건강보험제도)）の概要²⁰²

- 国民健康保険の運営主体は、保険福祉家族部の傘下にある国民健康保険公団である。国民の疾病・負傷に対する予防・診断・治療・リハビリと、出産・死亡及び健康増進に対し保険給付を実施する。
- 保険料は、職場保険の場合は労使折半である。

²⁰⁰ 国民年金法第4章給与第3節障害年金(국민연금법 제4장 급여 제3절 장애연금)

²⁰¹ 第68条

²⁰² 国民健康保険公団サイト「国民健康保険」：本人負担金

<http://www.nhic.or.kr/portal/site/main/menuitem.eea53b1d7625d3b8a8d30b24a210101c>

- 給付項目としては医療給付、分娩給付、健康診断があるが、本稿では傷病時の医療給付について述べる。
- 療養給付(요양급여)²⁰³
 - ・ 自己負担率：
 - 入院の場合：全ての医療機関で 20%（がん等の重症疾患患者 5%、希少難治性疾患患者 10%）
 - 外来の場合：
 - 総合病院...60%
 - 一般病院...35～50%
 - 診療所...30%
 - 薬剤：
 - 薬局利用の場合...調材料及び薬代の 30%
 - 処方箋がない場合...40%
 - ・ 犯罪被害者の場合は、加害者が判明している犯罪被害者の場合は、原則国民健康保険は適用されない²⁰⁴。医療機関は医療給付後、国民健康保険公団に給与制限可否の照会を行う²⁰⁵。照会を受けた公団は、必要に応じて適用制限を判断する。加害者不明の犯行による傷害など、保険診療とした後に加害者が判明した場合は、公団から加害者に求償することができる²⁰⁶。
- 本人負担金補償金(본인부담보상금)
 - 加入者及び被扶養者を対象に、自己負担額が 30 日以内に 120 ウォンを超過した場合、超過金額の 50%の補償金が現金給付される。
- 障害者補填具(장애인보장구)
 - 障害者福祉法により登録した障害者である加入者及び被扶養者を対象に、補填具の種類に応じて現金支給される。

4. 公的扶助制度の概要²⁰⁷

- 国民基礎生活保障(국민기초생활부장)
 - ・ 従来の生活保護法に代わり、2000 年 10 月から国民基礎生活保障法(국민기초생활보장법)が施行された。
 - ・ 給付対象者： 扶養義務者がいない者、扶養義務者に扶養能力がない者、又は扶養を受けることができない者で、所得認定額が最低生計費以下の

²⁰³ 厚生労働省「2009～2010 年 海外情勢報告・韓国」

²⁰⁴ 国民健康保険法(국민건강보험법)第 48 条第 1 項 1 号

²⁰⁵ 国民健康保険療養給与の基準に関する規則(국민건강보험요양급여의기준에관한규칙)第 4 条第 1 項。

²⁰⁶ 同法第 53 条

²⁰⁷ ソウル特別市 HP 「低所得層家庭生活支援」

<http://jpn.mcfamily.or.kr/publicinfo/publicinfo05.php>

者

- ・ 2012年における3人家族基準の最低生計費は月額121万8,873ウォン²⁰⁸。
- ・ 給付内容は、生計給付、住居給付、教育給付、出産給付、葬祭給付、自活給付、^{緊急}生計給付等であり、補足性の原理に基づいて給付が行われる。医療給付については、健康保険と併せて全国民をカバーする体系となっている。

表 21 生計費の給付対象者及び給付内容

区分	内 容
対象者	医療・教育・自活給付の特例者 エイズ保護施設居住者 ホームレス保護施設または韓国更生保護公団施設居住者 政府から生計を提供される者を除いたすべての受給者 ※ 保障施設受給者は別途の給与基準により支給
給与額	最低生計費中、最低住居は分離して住居給付として支給 住居給付は世帯別0ウォン～最低住居費まで定率給与で支給 ※ 現金給与基準は最低生計費から現物で支給される医療費・教育費及び他法支援額(住民税、TV受信料等)を差し引いた金額で、所得がない受給者が受け取ることができる最高額の現金給与水準 世帯別生計給与額＝現金給付基準額－世帯の所得認定額－住居給付額

出典：国民基礎生活補償制度²⁰⁹（국민시초생활보장제도）のサイト

住居給付については、以下の条件に当てはまる者は支給対象外となる。

- ・ 他法令等により住居提供を受けている者
- ・ 医療・教育・自活給与特例受給者及び保障施設に居住する受給者
- ・ その他住居給与の必要性が認められない者

持ち家世帯の受給者に対しては、住居環境の修繕費等として給付があり、現物給付額を差し引いた住居現金給付が支給される。

²⁰⁸ 韓国大手紙「朝鮮日報」2012年2月5日記事より。当日の為替レートでは、日本円にして8万3,707.9円となる。

²⁰⁹ 国民基礎生活補償制度（국민시초생활보장제도）<http://team.mohw.go.kr/welfare/index.jsp>

表 22 2012 年度 最低生計費及び給与基準（単位：ウォン）

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
最低生計 費基準	553,354	942,197	1,218,873	1,495,550	1,772,227	2,048,904	2,325,580
現金 給付	453,049	771,408	997,932	1,224,457	1,450,982	1,677,506	1,904,031
住居 給付	87,656	149,252	193,079	236,908	280,736	324,563	368,392
現物 給付	26,000	45,000	58,000	71,000	84,000	84,000	110,000

出典： 同上

表 23 その他の給付

区分	対象者	給付内容
教育給与	小学生	副教材費：1人当たり 36 千ウォン 学用品費：1人当たり 49.5 千ウォン
	高校生	入学金・授業料・教科書代：1人当たり 119.2 千ウォン 学用品費：1人当たり 49.5 千ウォン
出産給付	出産及び 出産予定者	1人当たり 50 万ウォン
葬祭給付	死亡者の遺族	1世帯当たり 50 万ウォン
自活給付	年齢，就労能力，扶養者， 健康状態，職歴等から審査	金品の支給又は貸与，自活に必要な機能習得 の支援，就職斡旋等情報の提供，公共勤労等 自活のため勤労機会の提供，自活に必要な施 設及び装備の対与
医療給付	生計の維持能力がなく，健 康保険が適用されない者	現物給付

出典： 同上

5. 緊急福祉支援制度²¹⁰ (긴급복지지원제도)

2006年に制定された緊急福祉支援法(긴급복지지원법)に基づく。

上記基礎生活保障制度では適用対象とならない低所得者を対象に、以下の「危機状況」のいずれか一つに該当し、生計維持等が難しくなった場合に、本制度が適用される²¹¹。

- ① 主所得者が死亡、家出、行方不明、拘禁施設に収容される等の事由で所得を喪失し、家庭所得が最低生計費以下である場合
- ② 重い疾病または負傷を負った場合
- ③ 家族構成員から放任または遺棄されたり、虐待等を受けた場合
- ④ 家庭暴力を受け、家族構成員と共に円満な家庭生活を送ることが困難であったり、家族構成員から性暴力を受けた場合
- ⑤ 火災等により居住する住宅または建物で生活することが困難になった場合
- ⑥ その他に保険福祉部長官が定め、告示する事由が発生した場合

「適正性可否判断基準」

所得が最低生計費の150%以下で、財産が保険福祉部長官の定める金額(大都市 9,500 万ウォン, 中小都市 7,750 万ウォン, 農漁村 7,250 万ウォン)以下、金融財産が 120 万ウォン以下の場合に適用される²¹²。

²¹⁰ サイバー警察庁 HP 「緊急支援内容及び期間」

http://www.police.go.kr/infodata/if_victim_system_11.jsp

²¹¹ 出典：サイバー警察庁「適正性可否判断基準」(사이버경찰청 적정성 여부 판단기준)

http://www.police.go.kr/infodata/if_victim_system_09.jsp

²¹² 同上

表 24 支給内容一覧

種類		支援内容	支援期間
金 銭 ・ 現 物 支 援	生計支援	○食料品費，衣服費等生計維持費支援 ○最低生計費の 60%*水準 *4 人家族基準 1,265,848 万ウォン(食料品費，交通通信費，被服靴代等)	1 ヶ月
	医療支援	○各種検査，治療等医療サービス支援 ○300 万ウォン以内(本人負担金及び非給与項目支援)	1 回
	住居支援	○臨時住居提供 地域特性考慮 ・金銭支援時，地域別最低住居費支給 *大都市 4 人家族基準 470,258 ウォン	1 ヶ月
	社会福祉施設 利用支援	○社会福祉施設への入所または利用サービスの提供	
	その他の支援	○冬季(10～3 月)暖房費：6 万ウォンの範囲内で現物支援 ○出産費及び葬儀代：各 50 万ウォン	
民間機関・団体連携 支援等		○社会福祉共同募金会または大韓赤十字社等，民間の緊急支援プログラムと連携	回数制限 なし
		○相談等その他支援	

出典：サイバー警察庁「緊急支援内容及び期間²¹³」

²¹³ サイバー警察庁 HP 「緊急支援内容及び期間」

http://www.police.go.kr/infodata/if_victim_system_11.jsp